

令和7年国勢調査調査員を募集します

令和7年10月1日に国勢調査を実施します。

国勢調査とは、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項に基づく基幹統計調査であり、日本国内に常住するすべての人（外国人を含む）と世帯を対象とした全数調査です。

大正9年（1920年）に第1回調査が実施されて以来、国の最も基本的で重要な統計調査として5年ごとに実施されており、今回（令和7年）の調査は第22回目となります。

この調査結果は、国や地方公共団体の行政施策だけでなく、企業や各種団体など幅広い分野で活用されています。

中間市では国勢調査の調査員として、調査員業務に理解と誠意を持って携わっていただける方を募集します。



○国勢調査調査員とは

総務大臣が任命する非常勤の国家公務員であり、調査期間中、担当区域内の世帯を訪問して調査票の配布や回収などを行います。今回の調査では、令和7年8月下旬から同年11月上旬の期間のうち指定する2か月が任命期間となる予定です。調査員の活動は、正確な統計データの収集に欠かせないものであり、地域社会に貢献できる重要な役割を担っています。

○国勢調査調査員の主な仕事内容

① 調査員説明会への出席

（8月下旬から9月上旬）

指定された日に説明会に出席し、調査の方法や調査内容について説明を受け、必要な資料・用品を受け取ります。

② 担当調査区の確認・地図の作成

（9月上旬から中旬）

担当する調査区域を確認し、調査のお知らせを投函します。また、住宅地図を作成します。

③ 世帯訪問、調査票の配布と説明

（9月中旬から下旬）

担当区域のすべての世帯を訪問し、調査票やインターネット回答のID・パスワードなどの書類を配布し、回答方法を説明します。

④ 調査票の回収

（10月上旬から中旬）

インターネットや郵送で回答がない世帯を再度訪問し、記入済みの調査票を回収します。

⑤ 調査票の確認と整理

（10月中旬）

回収した調査票の内容を確認し、記入漏れなどの不備がある場合は、調査世帯に確認のうえ、修正を依頼します。

⑥ 調査書類の提出

（10月下旬）

整理した調査書類を、指定された日までに市の担当窓口まで提出します。

調査員の要件	● 責任をもって調査業務を遂行できる方 ● 令和7年9月1日現在で20歳以上の方（学生可） ● 調査で知り得た秘密を保持できる方 ● 税務、警察及び選挙業務に直接関与していない方 ● 暴力団員その他の反社会勢力と関わりのない方
募集期間	令和7年2月21日（金曜日）から同年4月30日（水曜日）まで
担当調査区	原則として2調査区を担当していただきますが、お住まいの地域やご希望、調査員の配置状況により変更となる場合があります。 なお、1調査区あたりの調査対象世帯数は、おおむね50～80世帯程度です。
報酬	● 報酬は、担当調査区数や世帯数に応じて決定されます。 ● 前回（令和2年）調査の実績を踏まえ、2調査区担当の場合は、90,000円程度を予定しています。 ● 報酬は、調査終了後、本人名義の金融機関口座へ振り込みます。
申込方法	「令和7年国勢調査調査員申込カード」に必要事項を記入し、郵送または持参により、4月30日（水曜日）までに以下の提出先へご提出ください。 【提出先】〒809-8501 中間市中間一丁目1番1号 中間市役所財政課行革推進係（国勢調査調査員受付）

担当部署

〒809-8501 中間市中間一丁目1番1号

中間市役所財政課行革推進係

電話番号：093-246-6236

8時30分から17時15分まで（土・日・祝日を除く）

あなたの活躍が、日本の未来をつくれます。

